指定廃棄物の一時保管の状況

指定廃棄物は、国の処分体制が整うまでの間、ごみ焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地の管理者などに、一時的に保管していただいています。現在、広範囲におよぶ地域でさまざまな指定廃棄物が保管されています。







農家の土地などでは、稲わらやたい肥などに遮水シートをかけて一B 保管しています

最新の指定廃棄物量については、環境省のホームページでご確認いただけます。 ▶ http://shiteihaiki.env.go.jp/02/01.html

一時保管場所では、空間線量率を測定して安全を確認していますが、 今後、長期的には自然災害なども心配されることから、 できるだけ早期に安全な方法で処理することが課題となっています。

Q&A

指定廃棄物の一時保管による周辺環境への影響はないのですか?

指定廃棄物は、丈夫な袋(フレキシブルコンテナなど)や容器へ収納するなど、飛散・流出したり、 悪臭や害虫が発生したりしないように、また、遮水シートなどで覆うなど、雨水などが入らないよう に保管されています。さらに、空間線量率を測定し、周辺への影響がないことを確認しています。

指定廃棄物の運搬時に、指定廃棄物が飛散したり、流出することはないのですか?

指定廃棄物の運搬にあたっては、飛散、流出させないために必要な措置を講じます。具体的には、 廃棄物の種類に応じて、フレキシブルコンテナ、ドラム缶などの適切な容器に封入し、さらには雨水 が入らないように、遮水シートで覆うなどして運搬します。

お問合せ窓口



環境省 指定廃棄物に関するお問合せ窓口福島 024-523-5391 (8:30~17:15 土日祝除く)東京 03-6741-4535 (9:30~18:15 土日祝除く) 【ホームページURL】 http://shiteihaiki.env.go.jp/

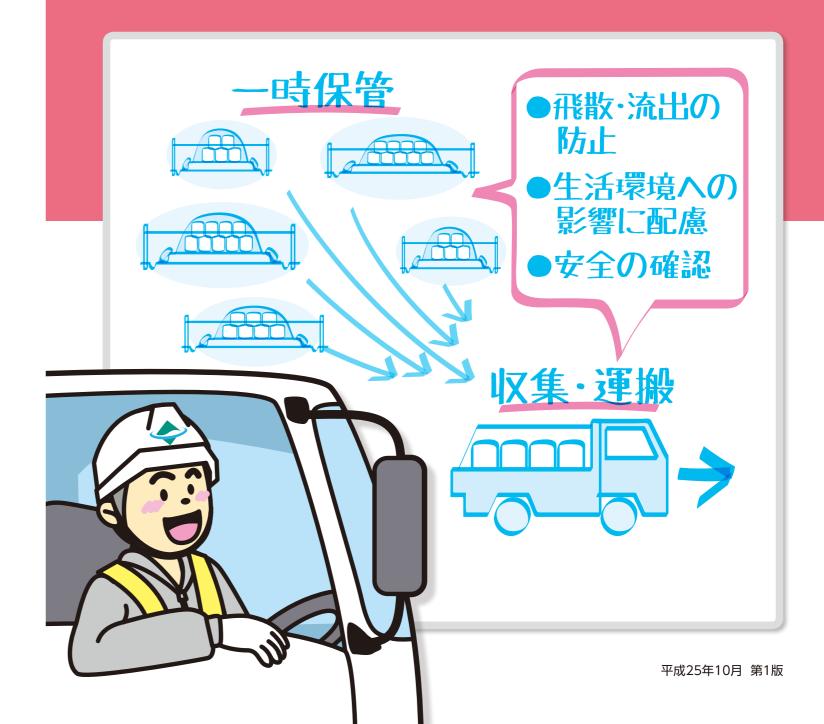






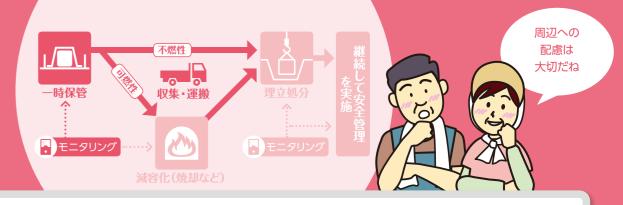
一時保管と収集・運搬

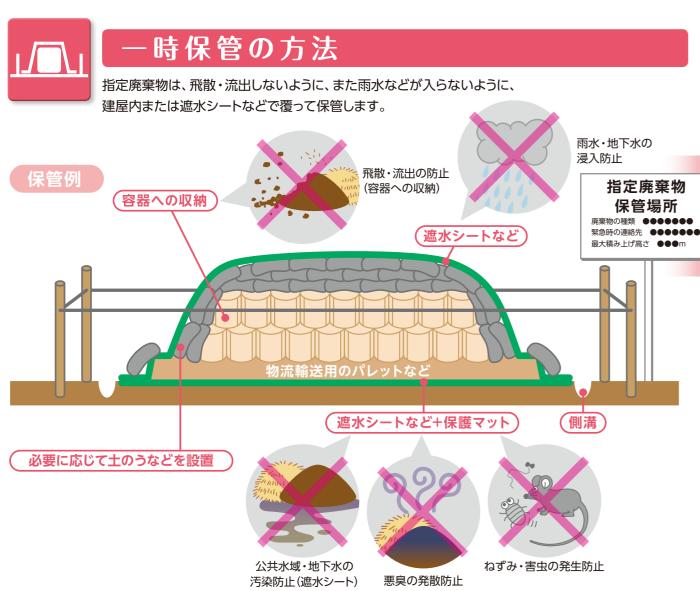
現在、指定廃棄物は、県内各所のごみ焼却施設や浄水施設、下水処理施設、農地の管理者などに一時保管していただいています。これらは、丈夫な袋(フレキシブルコンテナなど)や容器へ収納するなど、飛散、流出を防ぎ、悪臭などが発散しないよう、管理されています。また、処理のために指定廃棄物を運搬する際にも生活環境に影響が生じないよう適切な措置を行います。





指定廃棄物を一時保管・運搬する場合は、 生活環境に影響が生じないよう 適切に管理します。





放射線の管理

指定廃棄物の保管場所の境界に囲いや標識を設け、周囲に人がみだりに立ち入らないようにしています。



敷地境界の空間線量率の測定

保管場所の敷地境界において、指定廃棄物の保管の開始前、および、開始後遅滞なく、空間線量率を測定し、記録されています。

これらの測定によって、敷地境界での追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトを超えない値であることを確認しています。



運搬の方法

運搬の際には、放射性物質が飛散・流出しないよう、容器などに収納したり、雨水が浸入しないように 遮水シートで覆うなど必要な対策を行います。また、運搬車には、指定廃棄物を運搬していることが わかるように表示を行います。



運搬による生活環境への影響防止



●住宅街、商店街、通学路などをできるだけ避けます。



■混雑した時間帯や通学通園時間帯をできるだけ避けます。



保管場所からの飛散・流出防止のため、 トラックなどのタイヤ・車体を必要に 応じて洗浄します。



指定廃棄物の一時保管・ 運搬に用いる容器の例

飛散・流出のおそれを防止するため、指定廃棄物の種類や性状に応じて、これらの容器へ収納し、一時保管・運搬を行います。





ドラム缶